

医療費控除の注意

～書類がないと控除が受けられません～

▶寝たきりの人のおむつ代

6カ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。

▶介護保険に係る施設入所(通所)や訪問介護などの利用料
医療費控除該当額が書いてある証明書(領収書)が必要です。施設からもらってください。自己負担額のすべてが控除の対象ではありません。

▶医療費控除額＝支払った医療費の額ではありません
控除額とは、保険などで補てんされた額を除き、10万円と「総所得金額などの合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を差し引いた額です。

年金収入の人の申告書作成会

年金収入のみの人を対象にした確定申告書作成会を開催します。確定申告が必要な人(還付申告も含む)は、ぜひご利用ください。※年金以外の収入(農業、営業など)がある人は、2月16日(水)から受け付けます。

▶日時 2月14日(月)、15日(火)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

▶場所 町中央公民館2階 大会議室

▶必要な書類 「申告に必要な書類」を
ご覧ください。

知っていますか？ 障害者控除対象者認定書

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。介護保険の要介護・要支援認定に関する情報を基に交付しているもので、この認定書があれば、所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。ただし、寝たきり度や認知度によって判定しますので、要介護認定を受けている人で該当しない場合もあります。

所得税

確定申告もお早めに

日時 2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時～正午、午後1時～午後4時
(土、日は休みです。提出は時間外収受箱をご利用ください)

場所 菊池税務署(菊池市限府)

○確定申告をしなければならない人

- ▶昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人
 - ▶サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与と退職以外の所得が20万円を超える人 など
- 詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。

平成22年分の確定申告の会場は

「菊池税務署」



申告に必要な書類

- ▶給与、年金などの源泉徴収票(源泉徴収票がないと申告ができません。年金の場合は通知書とは異なります)
- ▶印かん
- ▶生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ▶農業、営業、不動産所得がある人は、収支(収入金額と必要経費)を取りまとめた収支計算書
また経費などの金額が確認できる書類(領収書やJA発行の計算書)など
- ▶医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険や高額医療の払い戻し額が分かる明細書
- ▶税務署から送付された申告書一式がある人はその書類
- ▶所得税が還付になる人は振込先の預金通帳 など

町県民税

町県民税の申告相談

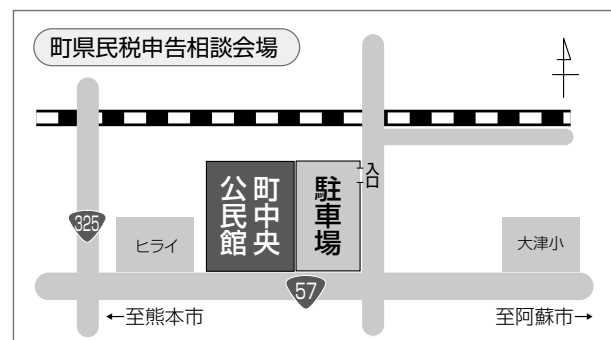
日時 2月16日(水)～3月15日(火)
午前9時～午前11時、午後1時～午後3時
(土、日は休みです)

場所 町中央公民館 2階大会議室

○町県民税の申告をしなくてよい人

- ▶所得税の確定申告をする人
 - ▶給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人
 - ▶65歳以上で公的年金以外に収入がなく、年金収入が148万円以下の人
 - ▶65歳未満で公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人 など
- ※障害者年金など非課税所得がある人で、平成23年1月1日現在に大津町在住の親族の税の扶養になっていない人は申告が必要です。
詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。

※相談者が多いときは早めに締め切ることがあります。
申告相談は役場では受け付けていません。



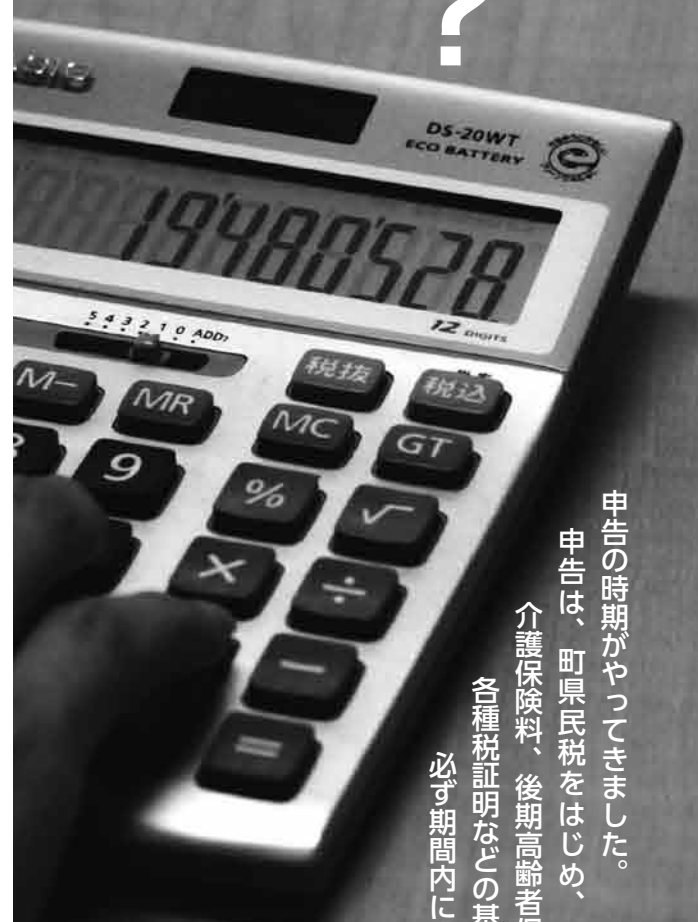
町県民税申告相談会場でできない申告

- ▶譲渡所得の申告(土地・建物の譲渡、株式など譲渡)
- ▶過年度分の修正、更正の申告
- ▶相続税の申告
- ▶消費税の申告
- ▶雑損控除の申告 など

住宅ローン控除(新規)の申告は 税務署で一

町の申告会場は大変混雑しますので、税務署での申告をお願いします。中古や増改築も税務署で申告してください。

申告の準備は できましたか？ いよいよ 2月16日から



問い合わせ
役場税務課
☎(293) 3117

申告の時期がやってきました。
申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料や各種税証明などの基礎となります。
必ず期間内に申告しましょう。